

第二号書式

障害者非課税信託取消申告書						
税務署長殿		令和 年 月 日				
受 益 者 (特定障害者)	ふ り が な 氏 名					
	住 所 又 は 居 所					
	個 人 番 号					
代 理 人	ふ り が な 氏 名					
	住 所 又 は 居 所					
下記の事情により、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託されている財産に係る信託受益権の価額が減少し、又は当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定したので、この旨申告します。						
委 託 者	氏 名					
	住 所 又 は 居 所					
受 託 者	名 称			営業所等		
	法 人 番 号					
	所 在 地			所 在 地		
既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等	信託財産の種類	構造・数量等	信 託 年 月 日	信託受 益 権 の 価 額	非 課 税 の 適 用 を 受 け た 部 分 の 価 額	
取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等	信託財産の種類	構造・数量等	取 消 し 又 は 遺 留 分 侵 害 額 の 請 求 の 年 月 日	信託受 益 権 減 価 額	非 課 税 額 取 消 額	
信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細				受託者の営業所等の 受理年月日		
(摘 要)						

備考

- 一 この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について信託法第11条第1項の規定による取消権の行使があつたこと(以下この書式において「取消し」という。)により当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された信託受益権の価額が減少することとなつた場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額の一部に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した特定障害者が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う受託者の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者(特定障害者)」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受託者」の欄の
 - イ 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記一の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄の「信託財産の種類」、「構造・数量等」、「信託年月日」及び「信託受益権の価額」の項に記載したものを記載すること。
 - ロ 「非課税の適用を受けた部分の価額」の項には、上記一の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載したものを記載すること。
 - 4 「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」の項には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産で、取消しがあつたもの(以下この書式において「取消しに係る信託財産」という。)について、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「信託財産の種類」の項の記載の例に従つて記載すること。
 - ロ 「構造・数量等」の項には、取消しに係る信託財産につき、その取消しの直前における現況を記載すること。この場合、取消しに係る信託財産の「構造・数量等」が上記二3により記載した「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る

る信託受益権等」の欄の「構造・数量等」の項に記載したところと異なるときは、その理由を「摘要」の欄に記載すること。

ハ 「信託受益権減価額」の項には、取消しに係る信託財産に係る信託受益権の価額(当該取消しに係る信託財産が信託された時において相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額をいう。)又は上記一の遺留分侵害額の請求に基づき支払うべきことが確定した金銭の額を記載すること。

ニ 「非課税取消額」の項には、「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄の「非課税の適用を受けた部分の価額」の項に記載した信託受益権の価額の合計額と「取消しに係る信託財産等又は支払うべき金銭の額等」の欄の「信託受益権減価額」の項に記載した信託受益権減価額の合計額とのうち、いずれか少ない価額を記載すること。

5 「信託受益権の価額が減少し、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細」の欄には、上記一の特定障害者扶養信託契約に基づいて信託された財産の一部について取消し又は遺留分侵害額の請求の行われる基因となった事情の詳細を記載すること。

6 取消しに係る信託財産が立木又は不動産である場合には、当該立木又は不動産の所在場所を「摘要」の欄に記載すること。